

伊豆の国市商工会長 様

伊豆の国市店舗リフォーム助成事業 申請書

30-

商工会記入

伊豆の国市店舗リフォーム助成事業の助成を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請事業者記入欄	申請者(事業所名)	*ゴム印可	
	代表者名・印	(印) (実印)	
	住所	〒 -	
	電話*日中連絡先	電話() -	携帯: - -
	施工住所 (該当に○)	・申請者現住所と同じ(記入不用) ・申請者現住所以外 伊豆の国市 _____	
	申請目的	(記載例) 店舗外壁の塗装により、お客様に、好感を与え、おもてなし空間を演出するため。	
	【2回目の申請】 当該年度 10月1日以降可能	前回の申請の確定通知番号(平成 年 月 日、伊国商工店助第 号) ・2回目の申請理由	
	消費税課税区分	本則 ・ 簡易 ・ 免税	本則(税抜)、簡易・免税(税込)
	助成金申請額 *申請後、増額変更は 出来ません。	*助成金の計算方法—消費税の取扱 (本則・簡易・免税) 本則課税の場合 = 助成金対象工事金額 (税抜) × 50% 簡易・免税の場合 = 助成金対象工事金額 (税込) × 50% (千円未満切捨・内定金額限度) () 円 *下記、業者欄の「④助成金申請額」参照 *消費税の本則課税事業者の場合、助成金申請額は税抜対象工事総額の50%になります。 *最終的に追加工事等で工事金額が増加しても、申請書提出後の助成金の額は増額出来ません。	
	工事内容		
予定工事期間	着工:平成 年 月 日 ~ 完了:平成 年 月 日 ※着工は、直近審査会の2営業日以降~申請日より1ヶ月以内		
①工事総額(税込)	円	対象工事の 案割合	有 / 無 店舗割合()%、その他()%
②助成対象外金額	(税込・税抜) 円	助成事業取扱規定 別表第2(第5条第2項関係)参照	
③助成金対象工事金額	(税込・税抜) 円	①-② (本則課税の場合は①(税抜)-②)	
④助成金申請額 ③×50% (千円未満切捨)	円	工事対象建物等の所有者	申請者 ・ 申請者以外

本申請にあたり、私に関係する種々の個人情報については、本制度の手続き一切に関する限り、伊豆の国市並びに伊豆の国市商工会に提供し、審査、検査、実態調査、分析、各種連絡等のために利用されることを承諾致します。

【個人情報保護法に基づく承諾】

★申請者

事業所名

代表者氏名

(印) (実印)

登録施業者	事業所名	*ゴム印可	
	代表者名・印	(印) (実印)	
	住所	〒 -	
	電話*日中連絡先	電話() -	携帯 - -

申請に関する注意事項・添付書類等

●追加工事の増減

- ①最終的に追加工事等で工事金額が増加しても、決定通知後の助成金の額は増額しない。工事金額が減少した場合は、減額とする。

●審査必要書類

- ①明細一覧書（助成対象費用及び助成対象外費用を明記した明細書）
または明細書付き契約書（写し）

※単価 10 万円以上の設備機器（トイレ、バス、システムキッチン等）がある場合
・機器のカタログ該当ページの写し（型番・定価等確認できるもの）

- ②施工前写真（様式 9 号に貼り付け）

- ③平面図（施工個所・工事説明・写真の番号などを記入）

●各種証明書類

（※平成 30 年 4 月 1 日以降発行で申請日より 3 カ月以内に発行されたもの。）

申請事業所関係

- ①完納証明書（原本）：申請事業所の市税が滞納無い証明
（市役所伊豆長岡庁舎 税務課で発行）

- ②申請事業所の建物所有確認
（自己所有）・固定資産評価証明書（原本） 又は 建物登記簿謄本（写）
（市役所伊豆長岡庁舎 税務課で発行）

（賃貸物件）・賃貸借契約書（写）・所有者の同意書（原本）
・所有者の印鑑証明書（原本）

施工業者関係（施工業者の証明書類は初回申請時のみ原本提出、2 回目以降または住宅新築及びリフォーム事業で既に提出している場合は写しで可）

- ③完納証明書（原本）：施工業者の市税が滞納無い証明
（市役所伊豆長岡庁舎 税務課で発行）

- ④施工業者の市内所在証明
（個人企業）・住民票（原本）
（法人企業）・履歴事項全部証明書（または商業登記簿謄本）（原本）

平成 年 月 日

同 意 書

(所有者)
住 所

氏 名

㊞ (実印)

私は、下記表示の店舗等に、(申請者) _____ が伊豆の国市

店舗リフォーム助成事業に伴う改装等を行うことに同意いたします。

店舗等の所在地（ビル名等も記載）

伊豆の国市

※実印を押印の上、所有者の印鑑登録証明書を添付して提出して下さい。